

JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

# ANNUAL REPORT

年次報告書

2017 - 2018



全国社会福祉協議会は  
ともに生きる豊かな福祉社会をめざします

ふれあいネットワーク

 全国社会福祉協議会

# ANNUAL REPORT

年次報告書 2017-2018

## 3 TOP MESSAGE

新たな時代の福祉にともに取り組み

**特集：地域共生社会を実現するために**

- 4 社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設による取り組みの強化  
全国社会福祉協議会 政策企画部
- 8 地域の生活課題に向き合い、福祉のまちづくりを推進  
全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
- 10 困っている人に寄り添い、必要な支援につなぐ  
全国民生委員児童委員連合会
- 12 幅広いニーズに柔軟に対応できる“ユーティリティ”を発揮  
全国社会福祉法人経営者協議会
- 14 **全国社会福祉協議会（全社協）の活動・事業**
- 20 **全社協の組織**  
種別協議会・団体連絡協議会の組織概要と重点事業
- 23 **全社協の法人概要**

### 編集方針

全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆様への広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

### 報告範囲

全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

### 対象期間

2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の取り組み実績をもとに作成しています。さらに、できるだけ発行直前までの最新の情報を掲載しています。

### 写真掲載

事前に承諾を得ています。

## 新たな時代の福祉に ともに取り組む

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

会長 齋藤 十 朗



本年（平成30年）は、中央慈善協会に遡る全国社会福祉協議会創立110周年にあたります。今、私たちは「2025年問題」「2040年問題」などを視野に、来るべき超高齢・人口減少社会における、社会保障・社会福祉のあり方のさらなる見直しを求められています。しかし、そのためにも、私たちはあらためて今日の社会福祉の現状に思いを致す必要があると考えます。

「平成」の30年を振り返ると、福祉八法改正に始まり、介護保険制度の創設、社会福祉基礎構造改革、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援新制度の創設等、社会福祉諸制度が大きく変化した年月であったと言えます。

こうした改革により、福祉サービスの普遍化が進み、利用者主体の制度へと移行したという側面もあります。しかし同時に、真に支援を必要としている人びとの安全・安心を支えることが今日の福祉にできているのか、私たちは今一度顧みることも肝要と考えます。

自ら助けを求める声を出せない人びとは少なくありません。施設入所が困難でやむなく入居した宿泊所等の相次ぐ火災により多くの犠牲者が生じている状況や、増加を続ける児童等への虐待、経済的困窮や子どもの貧困問題、社会的孤立など、社会福祉に携わる者として看過できない課題が多くあり、弱き立場にある人びとを支える、福祉の原点・使命をあらためて強く認識することが必要と考えます。

また、この30年間は相次ぐ自然災害と福祉が向

き合った時代でもあります。次なる災害にいかにも備えるべきか、この間の取り組みを総括し、また、これまでに得た教訓を生かし、福祉的観点からの備えを進める必要があります。

今、新たな時代を前にして、国においては「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。地域共生社会とは、「地域に暮らすすべての人びとがそれぞれに役割をもちながらともに支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」とされています。まさに、私たちが長きにわたり取り組んできた「福祉のまちづくり」であり、その実現のためには社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設などがこれまで培ってきたその力を一層発揮し、中心的な役割を果たしていくことが期待されています。社会福祉協議会は、行政や関係機関等とのパートナーシップをもとに、地域福祉を推進する中核となつてその役割を果たしてまいります。そしてそのためにも、民生委員・児童委員による地域住民の見守りや課題発見、社会福祉法人・福祉施設による地域貢献の取り組みとの連携と協働を進めてまいります。

新たな時代を前にしたこの節目にあたり、110年にわたる本会、そして社会福祉の礎を築いてこられた先達の努力や苦勞に思いを致し、これからも全国の関係者と手を携え、豊かな福祉社会の実現に向けて活動してまいりたいと思います。今後とも、みなさまの一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 社協、民生委員・児童委員、社会福祉

### ともに生きる豊かな福祉社会をめざして

全国社会福祉協議会 政策企画部

### 社会経済の変化と私たちの暮らし

少子高齢化の進行、就業構造の変化、地域における人間関係の希薄化等を背景に、人びとが直面している福祉課題、生活課題は複雑・多様化し、また増大しています。

2017（平成29）年の出生数は、94万6,060人で前年の97万6,978人から3万918人減少しています。一方で、死亡数は増加しており、出生数との差である自然増減数は△39万4,373人で11年連続の減少となっています<sup>※1</sup>。日本の人口は、平成21年をピークに9年連続で減少しており、1億2,709万人（2015（平成27）年）であった日本の総人口は、2040年には1億1,092万人にまで減少すると推計されています<sup>※2</sup>。

一方で、2022年にはいわゆる団塊の世代が75歳を迎えはじめ、2024年には50歳以上の人口が50%を超える見込みで、人口減少・少子高齢化は社会経済全般に大きな影響を及ぼします。

また、今日、非正規雇用労働者は雇用者全体の

37.2%で約2,036万人を占めています<sup>※3</sup>。また、給与所得者のうち年収200万円以下の人の割合が23.6%という状況にあり、稼働層・現役世代の貧困を背景とした課題も顕在化しています。さらに、貧困に至らないまでも、失業や疾病、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥ったり、懸命に働いても貧困から脱け出せない等、個人の力だけでは解決できない課題が誰にでも起こりうる状況となっています。

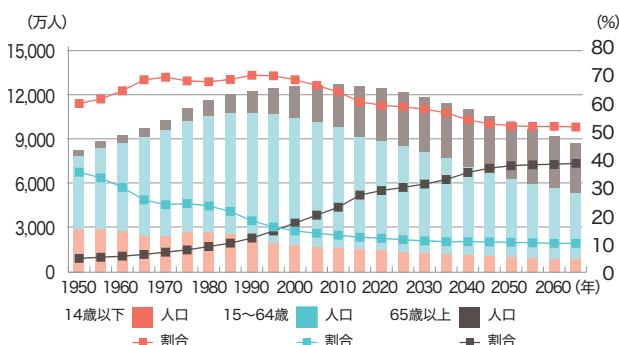
児童虐待やDV被害、孤立死やいわゆるゴミ屋敷といった今日的な諸課題は、経済的な困難をはじめさまざまな課題が複合するとともに、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等の互助機能の低下によってより深刻なものとなり、また、支援が必要にもかかわらず、適切な支援につながっていない人も少なくありません。

※1 平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況（平成30年6月1日／厚生労働省）

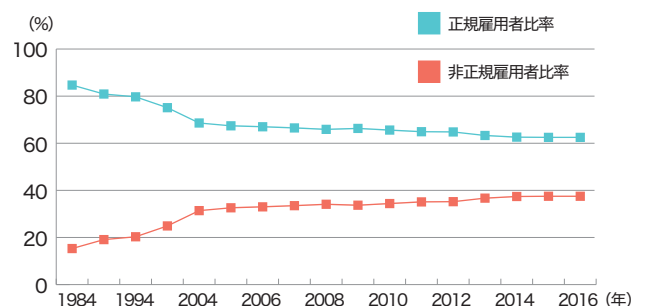
※2 日本の将来推計人口（平成29年推計）における「出生3仮定（死亡中位仮定）の推計結果」

※3 労働力調査（詳細集計）平成29年（2017年）平均（速報）結果

年齢3区分別人口及び人口割合の推移と予測



雇用形態の推移



# 法人・福祉施設による取り組みの強化

## めざすべき「地域共生社会」とは

現在、国においては、すべての人びとの安全・安心のために、持続性ある全世代型の社会保障の実現をめざした改革とともに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

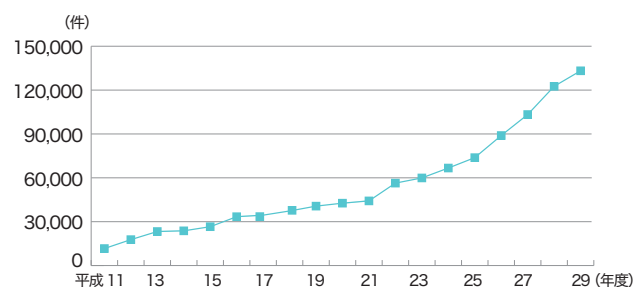
地域共生社会とは、子ども、高齢者、障害者などすべての人びとが地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会であり、その実現のため、すべての国民が「支え手」と「受け手」といった固定的な関係ではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えられる側にあった人が支え手に回るなど、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる社会とされています。

平成30年4月1日には改正社会福祉法<sup>※4</sup>が施行され、市町村地域福祉計画の策定や見直し、また地域を基盤とした包括的な相談支援体制の整備が進められることとなりました。

日本の福祉制度は、高齢、障害、児童等の対象者ごとに専門分化し、それぞれに拡充が図られながら今日に至っています。そのため、既存の制度では十分な対応が難しい課題を抱える人や制度の狭間にあって公的な支援を受けることのできない人びとも多く、そうした人びとを早期に発見し、速やかに必要な支援に確実につなげていくことのできる仕組みを地域の実情に即してつくり上げていくことが望まれます。

※4「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月2日公布)による社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正

### 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



### 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査(平成29年度)

	新規相談受付件数(①)		プラン作成件数(②)		就労支援対象者数(③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
		人口10万人あたり		人口10万人あたり		人口10万人あたり		うち就労支援対象プラン作成者分(⑤)		うち就労支援対象プラン作成者分(⑥)	
都道府県 (管内市区町村含む)	135,886	13.9	36,204	3.7	19,200	2.0	16,025	10,877	4,809	3,163	73%
指定都市	61,715	18.8	27,080	8.3	8,526	2.6	5,963	4,485	1,071	868	63%
中核市	32,084	14.1	8,009	3.5	4,186	1.8	3,344	2,596	510	383	71%
合計	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%

## 連携・協働による取り組みの強化と課題

地域共生社会の実現のためには、長きにわたり福祉のまちづくりに取り組んできた社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設などがこれまでに培ってきた力を一層発揮し、その連携と協働のもとで中心的な役割を果たしていくことが期待されています。

### 協働の中核を担う社会福祉協議会の役割と実践

地域共生社会の考え方や、その実現に向けた事業・活動の方向性は、長きにわたる全国の社会福祉協議会の実践と軌を一にするものです。今後とも、地域住民等の理解と参加を得つつ、行政や関係機関等とのパートナーシップを基本に、社協の基本的な役割・機能である連絡調整、ネットワークづくり、協働に基づく実践を強化・拡充していくことが課題です。

### 「良き隣人」として見守り、支援につなぐ民生委員・児童委員

地域において住民課題を受け止め、支え合いの取り組みにより解決を図っていくうえで、中心的な役割を担うとともに、専門的な支援へのつなぎ役になることは、これまで民生委員・児童委員が果たしてきた役割そのものと言えます。地域共生社会の実現のため、地域社会の「アンテナ」として、地域や住民が直面する課題を可視化するとともに、「良き隣人」としての役割を果たしていきます。

### 先駆性、開拓性、創造性をもつ社会福祉法人だからこぞできる地域貢献

平成28年の社会福祉法改正により、すべての社会福祉法人に対し、地域における公益的な取組を行うことが責務化されました。しかし、法改正以前より、社会福祉法人は既存の制度等では解決が困難な課題に率先して対応してきました。そうした地域貢献の取り組みを一層促進するとともに、法人間連携・協働による地域貢献の取り組みを広げていきます。

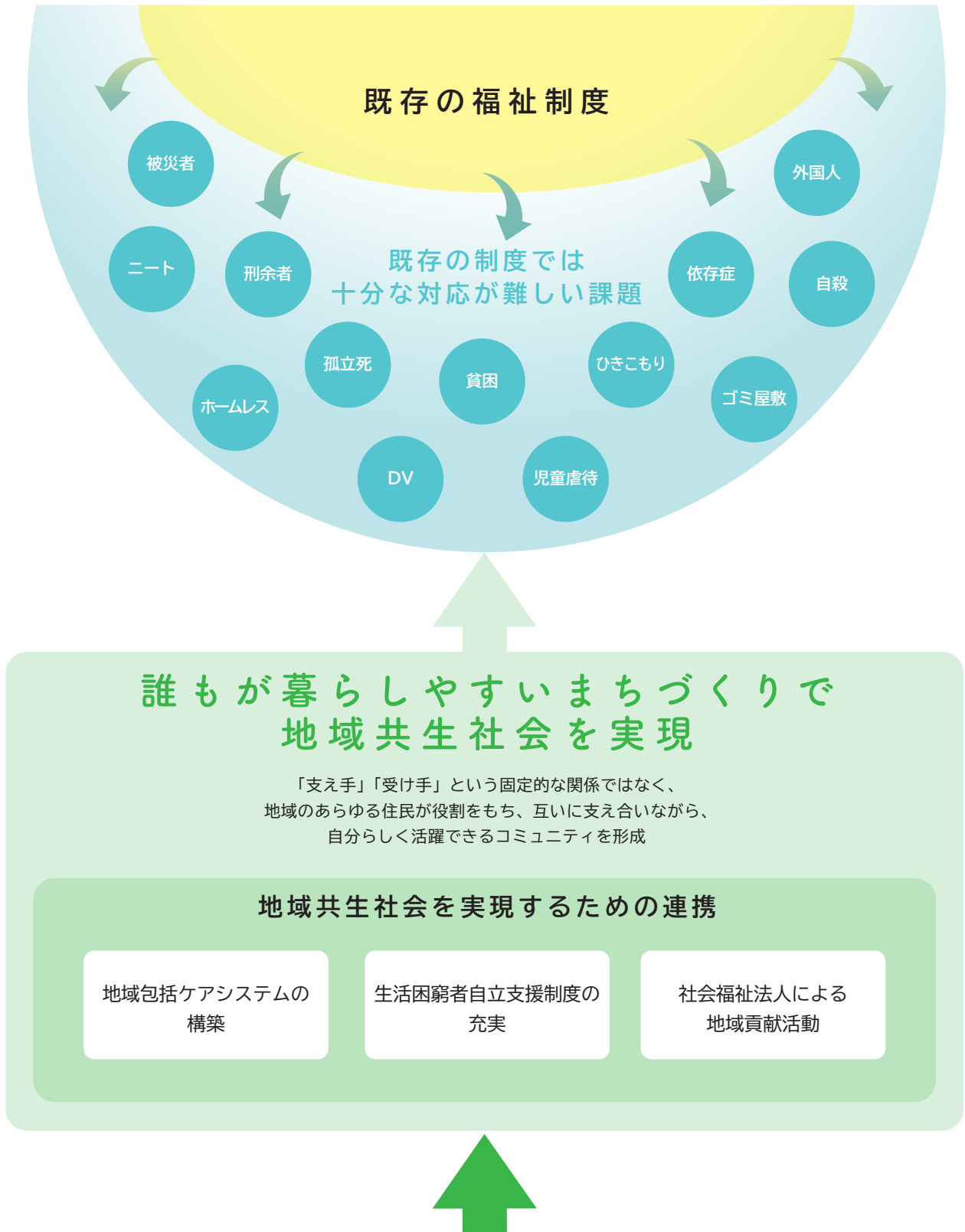
地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度の充実、社会福祉法人による地域貢献活動等、それぞれの取り組みを効果的に連携させ、地域におけるセーフティネット機能を高めていくことは、「全社協福祉ビジョン2011」において提起している取り組みでもあり、全国の社会福祉関係者が一体となってさらなる推進を図っていく必要があります。

同時に、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等、社会福祉各分野の施策の充実とともに公的責任が適切に果たされるためには関係予算の拡充が不可欠であり、継続的に政治・行政等への働きかけを進め、理解を得ていくことも私たち社会福祉関係者にとって必要な取り組みと言えます。

## 魅力とやりがいのある福祉の仕事と人材確保

地域共生社会を実現していくためには、その要となる福祉人材の確保が喫緊の課題です。全社協政策委員会では、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの3年間を取り組み期間とする「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」を提示し、全国の社会福祉法人等が具体的な活動・事業を展開するように働きかけています。

あわせて、介護事業所等でのインターンシップ・職場体験の促進をはじめ、教育現場や地域における福祉の職場に対する理解を進めるための取り組みとともに、福祉の仕事の魅力ややりがい＝「福祉のポジティブ3K 感謝、感動、感激」を社会福祉関係者がそれぞれに発信することで、福祉の仕事へのポジティブな評価をつくっていくことをめざしています。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設による  
取り組みの推進

生活困窮者自立支援等の  
取り組みや課題を踏まえ、  
新たな対策を講じる

多様な支援関係機関の  
「協働の中核」を担うため、  
相談支援体制を充実・強化

住民参加による地域福祉の推進に向け、  
民間福祉事業者・住民・行政を橋渡し

## 「社協・生活支援活動強化方針」を改定し、 今後の事業・活動の方向性を提示

地域福祉推進委員会は、「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」（平成29年5月改定、以下「強化方針」）をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会（以下、社協）の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を提示しました。

平成29年12月12日、国は平成30年4月の改正社会福祉法施行を前に、同法第106条の3第2項の規定に基づく「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を告示するとともに、その具体的説明並びに市町村地域福祉計画等の策定ガイドラインを示した「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知しました。

これを受け、地域福祉推進委員会では、平成30年3月、「強化方針」を一部改定し、地域共生社会の実現に向けた社協実践の着実な推進を図ることとしました。

社協では、地域共生社会の実現に向けた施策等を、行政や関係機関等とのパートナーシップおよび地域におけるプラットフォームとしての役割を強化・再構築する機会ととらえ、社協の役割と機能をあらためて発揮していくことを重視しています。社協を取り巻く環境の変化を適確にとらえ、従来からの実践をさらに着実に展開していくためにも、「強化方針」に基づき、地域共生社会の実現に向けた諸施策とこの間の各社協の事業・活動の異同を確認しつつ、生活困窮者自立支援等の取り組み、課題を振り返りながら、新たな対策を講じる必要があります。

さまざまな支援関係機関と連携し、地域のプラットフォーム機能を担う

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

地域の生活課題に向き合い、  
福祉のまちづくりを推進



## 地域共生社会の実現に向けた 「協働の中核」を担う存在となるために

社協が、多様な支援関係機関の「協働の中核」を担うためには、地域包括支援センターの運営、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業だけでなく、これまで実施してきた各種相談支援事業（福祉総合相談、日常生活自立支援事業、権利擁護・成年後見に関する相談、生活福祉資金貸付事業等）の実績を生かし、相談支援体制を充実・強化することがきわめて重要です。とくに自立相談支援事業については、「協働の中核」を担うためにも積極的な受託・実施が求められます。

また、地域の課題解決に向けた社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働の取り組み、地域の相談支援機関のコーディネートやプラットフォームとしての機能を担う活動もますます求められています。さらに、包括的な支援体制の整備において不可欠となる行政の庁内連携については、社協からも積極的に働きかける必要があります、これまで築いてきたパートナーシップを発揮します。

こうした取り組みを可能とするためには、まず社協内の意識を統一した横断的な取り組みを可能とする組織体制の再構築が必要です。このことが、さまざまな地域生活課題を受け止め、具体的な解決に向けた多様なネットワーク構築の基盤になると言えます。

さらに、地域に不足する新たな社会資源の創出や運営に係る財源を安定的に確保する観点から、社協のネットワークを生かした社会福祉法人連携による共同出資、またテーマ型募金等共同募金の仕組みを活用した寄付金募集、そのほか企業寄付や個人への寄付の働きかけなど、さまざまな手法によるファンドレイズに取り組む必要があります。

社協は住民参加による地域福祉の推進、民間福祉事業者と住民と行政との橋渡しを担ってきました。そして、小地域福祉活動や福祉教育、関係機関のプラットフォームとしての実績を有しています。地域共生社会の実現の中核を担うことができる存在として、さらなる取り組みの推進を図る好機ととらえ、全国の社協がそれぞれの強みを生かした実践を展開できるよう、社協組織、事業基盤の一層の強化を図るとともに、積極的な情報公開・発信によりみなさまの信頼と支持を得ていきたいと考えています。

### Case Study

#### 阪南市 社会福祉協議会 (大阪府)

##### 買い物の付き添いをする 子ども福祉委員

子どもたちが民生委員・児童委員の同行のもと、高齢者宅を訪問。高齢者のちょっとした困りごとを解決する「夢かなえ隊」活動を立ち上げました。賛同する大人による新たな担い手や、子どもが将来の担い手になってくれることが期待されます。



#### 小田原市 社会福祉協議会 (神奈川県)

##### 担当者によるケース検討 会議を通じて『丸ごと』対応

相談支援包括化推進員2名を配置した福祉まるごと相談窓口を設置し、さまざまな課題の相談を丸ごと受け止める体制を整備。市の福祉部門はもとより、他の部署や関係機関との連携を心がけ、ケース会議を通じ、協働して問題解決に当たっています。



民生委員・児童委員による  
活動は地域共生社会づくり  
そのもの

活動を通して地域課題を可視化し、  
住民が主体的に解決を試みる  
体制をつくる

「100周年活動強化方策」のもと、  
地域の特性に応じた取り組みを進める

## 国における動向

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化しているなか、育児、介護、障害、貧困等、世帯が抱える課題の複合化、複雑化が顕著となっており、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立してしまう高齢者や生活困窮者などに対する支援が大きな課題となっています。このような状況を受け、国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざして、施策を進めています。

## 地域共生社会の担い手として

民生委員・児童委員は、民生委員法第1条で「住民の立場に立って」活動することが規定されており、自らも地域住民の一員として、人びとに寄り添い、困っている人を必要な支援につなげていくことがその役割とされています。民生委員制度は、昨年（平成29年）、制度創設100周年を迎えましたが、その原点である大正6年の済世顧問制度創設時から貧困世帯への支援をその役割として活動を重ねてきました。現在も、民生委員・児童委員は、地域の住民に最も身近な存在であり、住民に寄り添った支援を行っています。そして、その活動を通じて、地域住民の生活状況や住民が必要としている支援、サービス等を把握し、行政や専門機関等の支援へのつなぎ役となり、さらには地域課題を可視化する等の役割を果たしてきました。その意味では、地域共生社会づくりの活動は、これまでの民生委員・児童委員活動そのもの

誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会を実現するために

全国民生委員児童委員連合会

困っている人に寄り添い、  
必要な支援につなぐ

ということもできます。

地域共生社会づくりに向けて、民生委員・児童委員には、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を担う存在として期待が寄せられています。この期待は、新しい取り組みではなく、民生委員・児童委員ならではの住民視点に基づき、住民や地域の課題を把握し、関係機関につないでいくといった実践を続けていくことであり、行政をはじめ関係機関とのネットワークを生かし、地域住民のリーダー的存在として、つなぎ役としての役割を果たしていくことと言えます。

## 制度創設100周年を契機とした 取り組みと今後

全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）では、昨年7月、民生委員制度創設100周年にあたり、これまでの100年間の取り組みを振り返り、今後の活動方針をまとめた「民生委員制度創設100周年活動強化方策」（以下、「100周年活動強化方策」）を公表しました。

100周年活動強化方策では、今後の活動の重点として「1.地域のつながり、地域の力を高めるために」、「2.さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために」、「3.民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」の3つを掲げました。この重点1と2は、地域共生社会に向けた施策とも共通した内容となっています。すなわち、地域住民との関係を構築するなかで、課題を抱えながら孤立する人びとを発見し、必要な支援につなげていくことが民生委員・児童委員の役割であり、地域共生社会づくりに向けた取り組みでもあります。

また100周年活動強化方策では、地域の特性に応じた「地域版 活動強化方策」の策定を呼びかけており、今年度、全民児連では「地域版 活動強化方策」の策定のための「手引き」を示すこととしています。「地域版 活動強化方策」では、単位民生委員児童委員協議会、市区町村民生委員児童委員協議会、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会それぞれが、地域の特性や課題を把握し、今、どういったことができているのか、今後、どのような取り組みを行っていくのかを明らかにすることを目的としています。

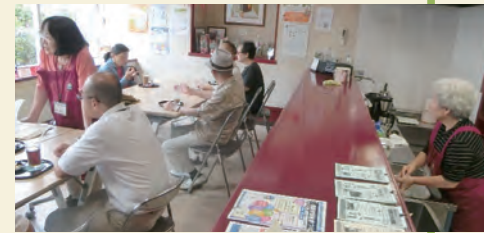
全民児連では、「地域版 活動強化方策」策定に向けた取り組みのなかで、それぞれの地域で地域の特性や課題を検討し、関係者と連携しながら地域づくりを進めることで、今後も民生委員・児童委員による地域共生社会づくりに向けた取り組みを強化していくこととしています。

## Case Study

### 相模原市相模台地区 民生委員児童委員 協議会

#### 困りごとを地域で 支え合う仕組みづくり

地域住民の困りごとを地域のみ  
んなで支え合う仕組みをつくる  
ため、地区民児協と地区社協が  
連携して、平成28年11月に活  
動の拠点となる「楽らく」を開  
設しました。民生委員などが常  
駐するカフェとして憩いの場  
であるとともに、電球の交換、  
ゴミだしなどのちょっとした  
困りごとをサポートする住  
民ボランティアにつなげる場  
でもあります。



### 長野県山ノ内町 「わくわく商店街」

#### 民生委員、商工会、住民 ボランティアと連携した 買い物支援活動

民児協、社協、商工会、住民ボ  
ランティアが連携した買い物支  
援活動「わくわく商店街」を月  
2回、開催しています。その開  
催に合わせて民生委員を中心  
として同じ場所で「縁側サロ  
ン」を開催し、地域の高年齢  
者が気軽に話ができて、相談  
できる体制をつくっています。



すべての法人が有する特性、  
専門性を発揮し、地域に  
おける公益的な取組を推進する

個々の法人の専門性をつなぎ合わせて、  
地域共生社会の実現を主導する

さらに住民に身近な圏域で多様な  
機関と連携し、幅広いニーズに柔軟に  
対応できる“ユーティリティ”を発揮する

## 生活困窮者支援は、 すべての社会福祉事業の共通根

社会福祉法人制度改革により、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施が責務化されました。全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）の会員法人では、9割の法人がホームページにおいて取組の実施を公表しており、地域に根ざした実践が展開されています。

また、生活困窮者自立支援法等の一部改正により、就労訓練や居住支援をはじめ、社会福祉法人が積極的に生活困窮者への支援に取り組むことが期待されています。生活困窮者支援はすべての社会福祉事業の共通根であり、すべての社会福祉法人において、それぞれが有する特性、専門性を発揮し、制度の枠組みを超えた取組を進める必要があります。全国経営協では、会員法人に対して、認定就労訓練事業や居住支援等に積極的に取り組むよう呼びかけています。

## 39の都道府県において社会貢献事業が展開

一方で、地域における多様な生活課題・福祉課題に対応するためには、複数の法人の特性、専門性をつなぎ合わせるとともに、地域住民を含む多様な関係者・機関とのネットワークを構築する必要があります。

そうした取組の先駆けとして、大阪府社協の「大阪しあわせネットワーク事業」が有名ですが、現在では、39の都道府県において複数の法人が参画し、多様な機関との連携による社会貢献事業が展開されています。

都道府県域において、社会福祉法人がそれぞれの持てる資源（人材、資金、設備等）を持ち寄り、支援を必要とする人びとに寄り添い、多様な機関との連携のもと、幅広いニーズに対応していくことは、地域共生社会の実現に向けて極めて有効な取組であり、私たち社会福祉法人がその中核的な役割を果たしていくことは、本来的な使命であると考えています。

専門性をつなぎ合わせて多様な課題に向き合う

全国社会福祉法人経営者協議会

幅広いニーズに柔軟に対応できる  
“ユーティリティ”を発揮

## 多様な機関との連携のもと、より身近な圏域での取組を促進

都道府県域での複数法人連携による取組のなかには、「オール〇〇県」といったように、県内の社会福祉法人・福祉施設が一体となって進める取組に加え、最近では、市町村域で社会福祉法人が社協等の関係機関と連携して進める取組が広がりつつあります。

住民にとって、より身近な圏域において活動を展開することで、さらにきめ細かく柔軟な対応を図ることが可能になります。また、社協等の地域の関係機関と連携することで、ニーズキャッチは社協が行い、具体的な支援は社会福祉法人が行うといった、それぞれの強みを生かした活動を展開することができます。

こうした取組によって、社会福祉法人と地域住民との距離感も近くなり、社会福祉法人の存在について、理解を深めてもらう契機にもなっています。地域の人びとに社会福祉法人は地域生活において必要不可欠な存在であると認識していただくとともに、支援の「受け手」としてだけでなく、「支え手」として、こうした活動にも積極的に参画いただくことは、まさに地域共生社会がめざす方向に合致するものです。

社会福祉法人が持てる機能を遺憾なく発揮し、地域住民をはじめ、多様な関係機関との連携を強化し、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくことが期待されています。

個々の社会福祉法人が有する“スペシャリティ”をつなぎ合わせ、さらに地域住民を含めた多様な関係者等と連携することで、幅広いニーズに柔軟に対応できる“ユーティリティ”を発揮できる体制を構築し、地域共生社会の実現を主導していくことができるよう、全国経営協ではさらに取組を前進させてまいります。

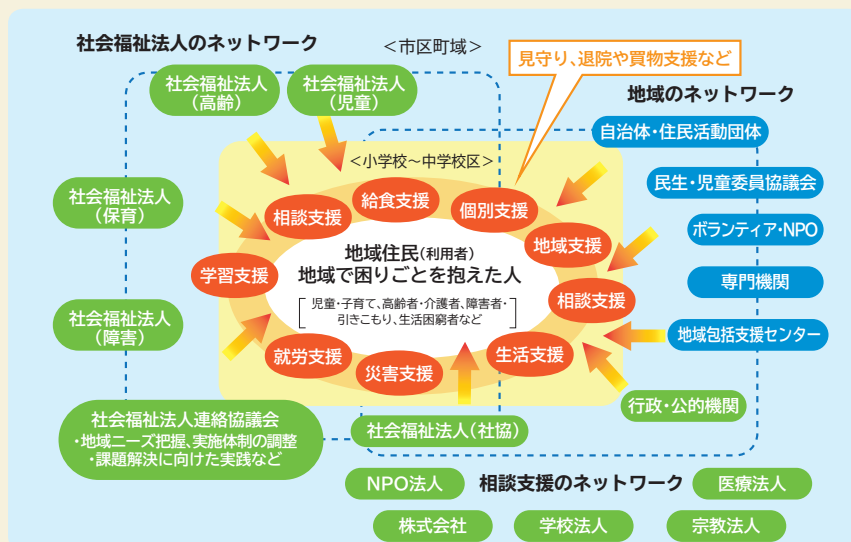
## Case Study

### 兵庫県経営協「ほっとかへんネット」

#### 市区町域における連携

兵庫県においては、県社協・県経営協が連携し、市区町域において「社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」を設置し、地域ニーズに沿った活動を展開しています。平成30年7月現在、21の市区町域で「ほっとかへんネット」が設置されています。活動内容は、市区町ごとにさまざまですが、社協、行政、自治会・住民福祉活動団体、さらには専門機関等との連携のもと、「福祉なんでも相談窓口」の設置、「こども食堂」の運営、災害時の仕組みづくりなど、多様な取組が進められています。

### 地域での多様な主体によるネットワークづくり



# 全国社会福祉協議会（全社協）の活動・事業

## 全社協 福祉ビジョン 2011 ～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

全社協政策委員会は、「ともに生きる豊かな福祉社会」をめざし、社会福祉政策・制度および予算に関する提言、要望等を行っています。その構成組織は、「全社協 福祉ビジョン2011」を提唱し、めざす福祉の姿を具体的に構築していくために、第2次行動方針（平成27年3月）のもと、取り組んでいます。

### 第2次行動方針

#### いま、重点的に取り組む7つの重要課題

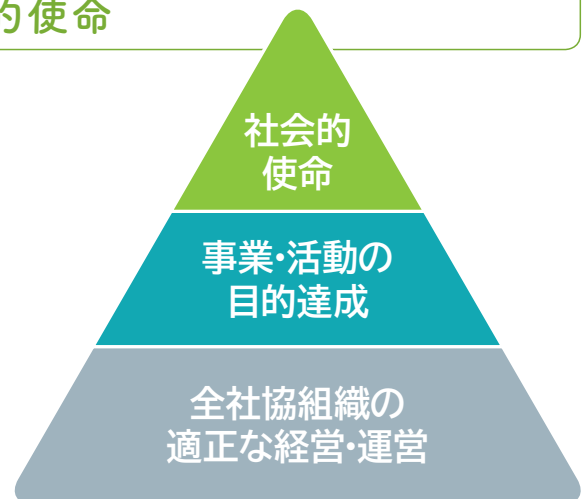
- 1 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
- 2 地域での公益活動の展開強化
- 3 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
- 4 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
- 5 大規模災害と防災への対応の強化
- 6 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
- 7 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

#### 全社協政策委員会 構成組織

都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）、全国民生委員児童委員連合会、社会福祉施設・在宅事業等組織、全国社会福祉法人経営者協議会、団体連絡協議会、全国老人クラブ連合会

### 全社協の社会的使命

全社協は、「中央慈善協会」（明治41年設立、初代会長 渋沢栄一）を前身とし、昭和26年に「中央社会福祉協議会」として設立以降、全国の社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等福祉組織のネットワークによる連携・協働のもとに、高齢者・障害者・子ども子育て家庭などの福祉分野や生活困窮など福祉諸制度の改善・充実に向けた取り組み、また社会福祉に関するさまざまな事業や活動に取り組んできました。今後とも幅広い関係者とさらに手を携え、全国の福祉事業と福祉活動を発展・活性化させ、わが国の社会福祉の増進に努めてまいります。



### 平成29年度 提言・活動

#### 政策提言、要望

社会保障政策、福祉制度に関する提言・要望等

101件



#### 会議、検討会等の開催

種別協議会等  
全国大会

18回



#### 広報・情報提供・出版

全社協出版部刊行図書・雑誌

93点

種別協議会等機関誌・紙

19種類

## 地域共生社会の実現に向けて全国的な社協活動の推進と、よりよい福祉制度づくりへの取り組みを進めます

### 都道府県・市区町村社協、全社協の役割と取り組み

都道府県・市区町村社協（1,913か所）は、地域住民や福祉関係者の参加により、時代の変化に対応した福祉サービス等の充実や開発を進め、そのための調査、広報、人材育成、計画策定などに取り組んでいます。

全社協では、こうした全国の社協活動を支援するとともに、共通する福祉課題に対応するため、政策委員会とその構成組織の連携・協働により、国への提言や、調査研究、広報、人材養成など各種事業を実施し、よりよい福祉制度づくりに取り組んでいます。



## 新たな生活課題・福祉問題への対応

格差・貧困、虐待・DV、社会的孤立、ひきこもり、ニート、ホームレスなど、既存の社会保障・福祉制度では解決が難しい問題が、全国的に顕在化しています。

とくに厳しい児童・高齢者・障害者の虐待問題、障害者や生活困窮者の地域生活支援・就労支援や誰もが生きがいをもち、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、都道府県・市区町村社協や社会福祉法人・社会福祉施設、民生委員・児童委員等の連携・協働のもとに取り組みを推進しています。

## 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討

『福祉ビジョン2011』第2次行動指針に基づき、社会福祉法人制度改革を踏まえた都道府県・指定都市社協の経営課題の検討や取り組みの推進を引き続

き進めています。

また、指定都市社協分科会を設置し、大都市部の福祉課題への取り組みを検討しています。

## 全社協福祉懇談会の開催

わが国社会福祉の充実・発展をめざし、これからの社会福祉政策のあり方について幅広く意見交換を行うことを目的に、毎年開催しています。

平成29年10月に開催した第3回懇談会には、厚生労働大臣、一億総活躍担当大臣をはじめ、国会議員、厚生労働省関係局部長等、学識者などの多くの方がたにご臨席いただき、都道府県・指定都市社協、各種別協議会や福祉関係団体の役員等、約300名が集い、福祉制度・予算に関する要望・提言、懇談を行いました。

「ともに生きる豊かな福祉社会」をめざして社会福祉関係者が一丸となって尽力し、日本の福祉向上に向けて一層の連携・協働を進めていきます。

## セミナー、研修等の開催

福祉人材確保・養成研修等

334回

うち中央福祉学院開催数、受講者数

独自研修 13種類 57回 8,113人

委託補助事業 5種類 17回 1,917人

計 18種類 74回10,030人



## 調査研究

社協、福祉施設、民生委員・児童委員等に関する調査研究

42件



## 孤立を防ぎ、住み慣れた地域での暮らしを支えます

### 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

社会や家族の姿が大きく変化するなか、社会的孤立、ひきこもり、格差・貧困が広がっています。誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、社協や民生委員・児童委員による地域での支援活動、ボランティア・市民活動の振興に取り組んでいます。

### 生活困窮者支援と地域福祉のさらなる推進

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行から3年が経過し、新規相談の実績（平成29年度）は約23万件を数えています。生活困窮者自立支援は、地域共生社会づくりの基礎となる事業の一つであり、社協での事業受託の促進、社会福祉法人・福祉施設での取り組みの強化、民生委員・児童委員との協働の促進を図ります。

あわせて、今後の市区町村社協の活動方針として、「社協・生活支援活動強化方針」を見直し、「第2次アクションプラン」を策定しました。「あらゆる生活課題への

対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱として、地域福祉のさらなる推進に取り組みます。また、都道府県社協が実施している生活福祉資金貸付事業等の円滑な運営を支援しています。

### 「ともに生きる社会」の実現をめざして

～ボランティア・市民活動および福祉教育の推進～

誰もがボランティア活動に参加でき、ともに生きる社会を築くため、福祉教育の推進、情報提供や調査研究、NPOや企業との協働の場づくり等を通じ、全国の取り組みをサポートしています。

## 多様な機関と連携し、被災地・被災者への継続的な支援、防災の取り組みを進めています

### 全国規模の連携・協働で被災地支援

自然災害が頻発している今日、災害発生時はもとより、平時から関係機関と連携・協働して防災や被災地の支援活動に取り組んでいます。

### 大規模災害対策の推進

社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の各組織を中心に今後の大規模災害の発生に備えた体制整備を進めます。また、災害発生時には、被災地災害ボランティアセンターの設置・運営等支援のために職員を派遣するとともに多機関と連携して被災地での支援・調整を行っています。

### 東日本大震災、熊本地震被災地支援活動の継続

東日本大震災、熊本地震の被災地の復興に向けて、

被災社協が参加する連絡会議を開催し、被災市町村社協の現状や課題を把握し、支援活動に継続して取り組んでいます。

### 平成30年7月豪雨災害にかかる支援活動

平成30年7月の豪雨災害においてとくに被害が甚大であった岡山県、広島県、愛媛県に対し、全国の社協ネットワークを生かして応援職員を派遣する等、被災地の災害ボランティアセンターの設置・運営支援をはじめとする活動に取り組んでいます。



## 福祉・介護・保育を担う福祉人材を育てます

### サービスを担う福祉人材確保、育成、定着支援の取り組み

福祉人材の確保・育成・定着は喫緊の課題です。福祉人材センター・バンク、種別協議会とともに、処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、対人援助職としての専門性向上をめざす研修などを充実させ、働きやすくなりがいを感じられる福祉の職場づくりを進めています。



### 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」の展開

全社協政策委員会では、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの3年間を取り組み期間とする「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」に基づいて全国の社会福祉法人等が具体的な活動・事業を展開するように働きかけています。

### さらなる人材確保への取り組み

介護事業所等でのインターンシップ・職場体験の促進をはじめ、教育現場や地域における福祉の職場に対する理解を進めるための取り組みとともに、福祉の仕事の魅力ややりがい＝「福祉のポジティブ3K 感謝、感動、感激」を積極的に発信し、福祉の仕事へのポジティブな評価の醸成に寄与します。

具体的な取り組みの一つとして、全国社会福祉法人経営者協議会は、社会福祉法人で活躍する若手役職員が自らの取り組みや想いを伝えるイベント「社会福祉HERO'S 2018 TOKYO」を開催し、社会福祉法人が各地域で取り組んでいる実践、社会の中で果たしている役割や存在意義を多くの人に知っていただく機会としました。

また、介護の仕事から離職した人が、再び介護の職場に就業する際に支援を行う「離職介護福祉士等の届出制度」について、全国の福祉人材センターにおいて該当する人びとに知ってもらうための広報活動などを進め、より多くの介護福祉士等からの届出と制度の普及をめざしています。

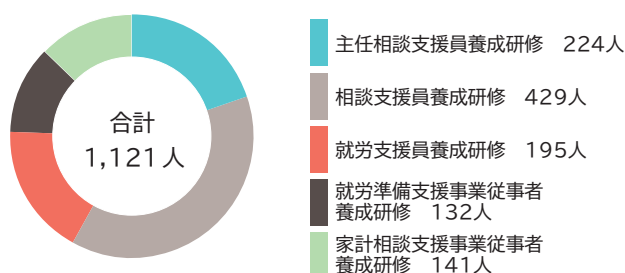
### 専門性の向上・資格取得支援

中央福祉学院では、社会福祉主事資格や社会福祉施設長の資格認定課程、社会福祉士短期通信課程などの通信教育、また福祉施設や社協の職員を対象とした現任研修を実施しています。年間約1万人が受講し、知識・技能の向上、資格取得に努めています。第3期となる介護職員実務者研修通信課程を16府県・市社協との連携により実施（平成30年度）し、介護福祉士の養成を通じて、介護現場のサービスの質の向上に寄与しています。

### 質の高い「相談支援員」の養成

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の従事者養成研修を国から受託して実施しています。平成29年度は、1,121名が修了しました。

#### 平成29年度生活困窮者自立支援制度における従事者養成研修修了者数



## 福祉サービスの質を確保し、利用者の権利を守ります

### 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

福祉サービスは、提供される量の拡充だけでなく、「質」の向上を図ることが重要です。また利用者本位の社会福祉を実現するためには、利用者等の「権利」が適切に守られる必要があります。全社協では、「第三者評価事業」の普及や苦情解決事業等を通じてサービスの質向上、権利擁護のための取り組みを進めています。



### 第三者評価事業

全国段階の推進組織として、評価調査者養成のための研修の実施や、第三者評価事業で使用する共通評価基準ガイドライン、社会的養護関係施設版評価基準ガイドラインの策定・改定に向けた検討・提案を継続して行っています。

また、評価調査者の質向上や第三者評価の受審促進に向けた取り組みを進めています。

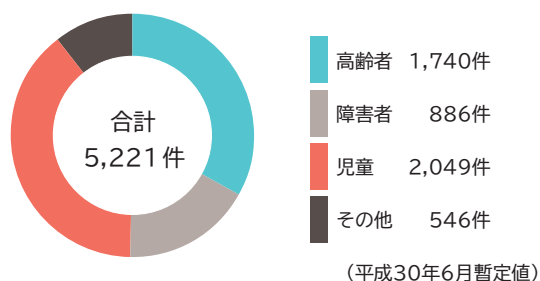
### 運営適正化委員会事業

福祉サービスの利用者等からの苦情・相談に応じるとともに福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため運営適正化委員会が都道府県社会福祉協議会に設置されています。全社協では、苦情相談内容および対応方法等を分析・検討し、研究協議会等を通じて相談体制の整備や質の向上に向けた支援を行っています。

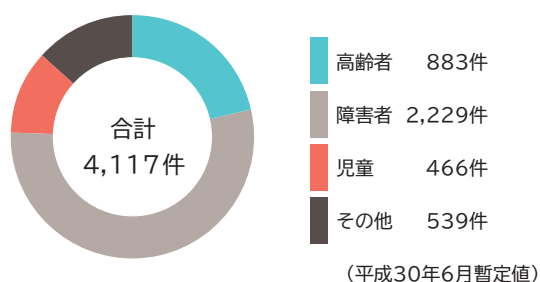
### 権利擁護・日常生活自立支援事業

判断能力が低下した人の生活を支援する日常生活自立支援事業は約5万人が利用し、年間180万件の問い合わせ・相談が寄せられています。日常生活自立支援事業とともに成年後見制度利用促進など、地域における権利擁護体制の構築を進めています。

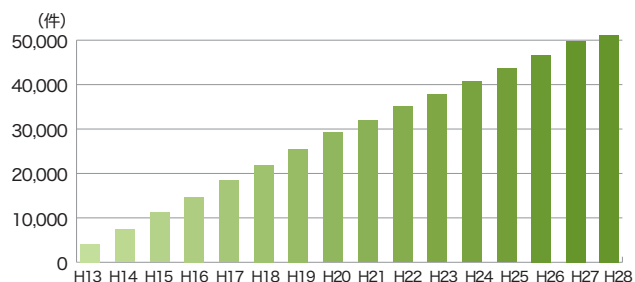
平成29年度 第三者評価受審数



平成29年度 サービス分野別苦情件数



日常生活自立支援事業利用者の推移



## アジアの福祉人材育成と国際的な交流・支援活動に取り組みます

### アジア各国における社会福祉関係者のネットワーク

全国の福祉関係者の拠金などによる基金をもとに、アジア社会福祉従事者研修を実施するとともに、種別協議会等と連携して「修了生福祉活動支援会員」の拡大を図り、修了生の母国における福祉活動への支援(助成)を行っています。



## アジアの社会福祉発展に向けた取り組み

韓国・台湾・香港の100名を超える福祉関係者の訪日視察を受け入れ、全国の福祉関係者との交流と情

報共有を図っています。

また、平成29年度で第34期となるアジア社会福祉従事者研修は、4か国から4名を招聘し、約11か月の研修を終了しました。これにより事業開始からの修了生は8か国、161名となりました。

## 広報活動・メディアへの情報提供で社会福祉への理解を広げます

### 社会福祉に対する国民的な理解促進

社会福祉に対する国民的な理解促進、社協組織の役割・活動等を広報するために、マスコミ関係者等との連携を強化しながら、社会福祉の課題や本会種別協議会等の活動・事業展開を広く社会に発信しています。

## 全社協事業活動の発信・強化

毎年1回「全社協Annual Report」(年次報告書=本誌)、毎月2回「全社協Action Report」を発行しています。また、社会福祉の課題や関係者の取り組みを紹介するために映像レポートの制作やマスコミとの懇談会を開催し、本会の事業・活動の広報発信・強化を継続的に図っています。

## 月刊誌・参考図書の刊行および販売促進と広報・宣伝の強化

福祉関係者のための月刊雑誌(月刊福祉、保育の友、生活と福祉、ふれあいケア)や実務・実践に役立つ参考図書を93点刊行しています。

月刊雑誌、刊行図書の販売促進と広報・宣伝の強化に向けて、中央福祉学院、種別協議会等と連携しつつ、継続的なPR活動に取り組んでいます。

# 全社協の組織

全社協は、47都道府県社協と20指定都市社協の連合会としての性格を基本として、社会福祉の分野別の全国団体(14種別協議会・3団体連絡協議会)を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、また福祉サービスの質や専門性の向上をめざして、これら組織・団体と連携・協働して事業を推進しています。



全社協は、わが国の社会福祉増進を目的とするナショナルセンターとして、全国の社会福祉関係者と手を携えて政策提言や広報活動、調査・研究活動に取り組むとともに、社会福祉事業等の健全な発展に向けて福祉人材の育成・研修事業をはじめとする諸活動を推進しています。

## 全国社会福祉協議会

(会長1名、副会長5名、常務理事2名)

都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

全国民生委員児童委員連合会

<社会福祉施設・在宅事業等組織>

(社会福祉施設協議会)

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国救護施設協議会

(専門職員組織)

全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会

全国社会福祉法人経営者協議会

全国社会福祉法人経営青年会

<団体連絡協議会>

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

## 種別協議会・団体連絡協議会の組織概要と重点事業

### 全国民生委員児童委員連合会

(会員数/232,202人)

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

全国23万人余の民生委員・児童委員を会員とし、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会(民児協)を構成団体とする全国組織。

#### 重点事業

- ① 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」に基づく地域福祉の推進
- ② 民生委員・児童委員活動の充実とそのための環境整備
- ③ 民生委員・児童委員に対する研修事業の充実支援



### 全国社会就労センター協議会

(会員数/1,504施設)

<http://www.selp.or.jp/>

障害のある人びとの「はたらく」「くらす」を支えるために社会就労センター(障害者就労支援施設・事業所)事業の発展をめざす組織。

#### 重点事業

- ① 障害者の工賃・賃金向上につなげる発注の拡大
- ② 「働く・くらす」を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応
- ③ 働く障害者への支援の質を高めるための研修事業の充実



## 全国身体障害者施設協議会

(会員数 / 518 施設)

<http://www.shinsyokyo.com>

主として身体障害者への支援を行う障害者支援施設を会員とする組織。

### 重点事業

- ① 「適切なケア」によるサービスの質の向上に向けた取り組み
- ② 障害福祉を取り巻く各種施策への対応
- ③ 共に生きる社会づくりの推進に向けた検討と実践

## 全国保育士会

(会員数 / 186,583 人)

<http://www.z-hoikushikai.com>

全国の公私立認可保育所・認定こども園等に勤務している保育士保育教諭等を会員とする組織。



### 重点事業

- ① 保育の専門性の向上を実現するための環境整備の取り組み
- ② 子どもが豊かに育つ、より質の高い保育の実現のための取り組み
- ③ 養護と教育が一体となった保育に対する保護者・地域社会の理解促進のための取り組み

## 全国乳児福祉協議会

(会員数 / 139 施設)

<http://www.nyujiin.gr.jp>

全国で3,500人余の乳幼児を養育し、その保護者を支援する乳児院を会員とする組織。



### 重点事業

- ① 養育の質の向上と支援の充実(従事者の専門性や権利擁護意識の向上のための研修、処遇改善)
- ② 乳児院の機能強化に向けた発信と都道府県計画への対応(めざすべき乳幼児総合支援センター像の具体化、都道府県社会的養育推進計画策定への対応 等)

## 全国福祉医療施設協議会

(会員数 / 159 施設(病院・診療所))

<http://www.zenkoku-iryokyo.jp>

多様な生活課題をもつ人びとに、無料低額診療事業を行う病院・診療所(福祉医療施設)を会員とし、福祉医療実践のさらなる充実をめざして活動する組織。

### 重点事業

- ① 無料低額診療事業、福祉医療実践の状況把握や福祉医療施設をめぐる動向に関する会員間での共有
- ② 各施設における実践報告や研究成果の発表等を通じた福祉医療実践の充実促進

## 全国保育協議会

(会員数 / 21,359 施設)

<http://www.zenhokyo.gr.jp>

全国の公私立認可保育所・認定こども園等が加入する組織。



### 重点事業

- ① 社会の要請や地域ニーズに対応した会員施設の取り組み支援
- ② 保育の質の向上にむけた研修事業の充実と会員に対する適時適切な情報提供
- ③ 保育所・認定こども園等が行っている養護と教育が一体となった「保育」の機能ならびに社会貢献活動に関する理解促進のための取り組み

## 全国児童養護施設協議会

(会員数 / 604 施設)

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

全国で約3万人の児童が生活する児童養護施設を会員とする組織。

### 重点事業

- ① 子どもたちの最善の利益の保障、人権擁護の推進
- ② 小規模化・地域分散化と養育の質の向上
- ③ 子どもたちの自立支援の充実
- ④ 地域の子育て支援拠点としての役割の推進
- ⑤ 人材の確保・育成・定着の強化

## 全国母子生活支援施設協議会

(会員数 / 214 施設)

<http://zenbokyoku.jp>

全国で3,330世帯、児童5,479人の利用がある母子生活支援施設を会員とする組織。

### 重点事業

- ① 「倫理綱領」「私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)」の実現、利用者支援・地域支援の強化
- ② 児童の権利擁護、保育者支援、養育支援
- ③ 人材確保、育成、支援の質の向上
- ④ 施設の利用促進のための情報提供

## 全国救護施設協議会

(会員数 / 179 施設)

<http://www.zenkyukyo.gr.jp>

生活保護法にもとづく保護施設である救護施設を会員とする組織。

### 重点事業

- ① 「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針(第三次)」の推進
- ② 生活保護法の見直しを踏まえた保護施設のあり方検討
- ③ 利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の推進
- ④ 第三者評価受審、救護施設の「見える化」の推進

## 全国ホームヘルパー協議会

(会員数／3,559人)

<https://www.homehelper-japan.com>

連絡調整、提言、研究協議等を行い、ホームヘルプサービスの発展向上をはかるホームヘルパーを会員とする組織。

### 重点事業

- ① 平成30年度介護報酬改定のサービス提供現場への影響の把握と対応
- ② 人材確保・育成・定着並びにホームヘルパーの質の向上に関する取り組み
- ③ 会員や都道府県協議会への支援の拡充による組織強化

## 全国社会福祉法人経営者協議会

(会員数／7,879 法人)

<https://www.keieikyo.com>



社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、福祉サービスを必要とする人びとだけでなく、地域に欠かすことのできない社会資源としての実践をすすめる組織。

### 重点事業

- ① 福祉人材確保・育成・定着に向けた取り組み
- ② 社会福祉法人の広報戦略の推進(「経営協NEXT計画」(第3年次))
- ③ 「地域における公益的な取組」の一層の推進
- ④ 複数法人間連携の促進に向けた取り組み
- ⑤ 災害時支援体制の構築に向けた取り組み
- ⑥ 社会福祉法人の将来に向けた基本問題の検討

## 障害関係団体連絡協議会

(会員数／20 団体)

障害者福祉の向上、障害関係団体の連携・協働の推進を目的とする組織。

### 重点事業

- ① 障害者の安心・安全な日常生活ならびに社会生活の実現に向けた取り組み(各地域の実践等の現状と課題、解決方策等についての調査研究等)
- ② 障害者福祉関係施策に関する情報提供および構成団体相互の意見交換(「障害福祉関係ニュース」配信、「障連協セミナー」開催等)の実施

## 高齢者保健福祉団体連絡協議会

(会員数／2 団体)

高齢者保健福祉分野の全国団体間の連絡調整を目的とする組織。

### 重点事業

- ① 全社協各種委員会への委員参画を通じた連携
- ② 高齢者介護・福祉に関わる幅広い関係団体との懇談を通じた連携
- ③ 全社協高齢者福祉関連事業等との連携・協力

## 日本福祉施設士会

(会員数／1,089人)

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>



福祉施設士が、さらなる資質向上のための自己研さんをはかる生涯研修を通じて、施設福祉・地域福祉の推進に寄与することを目的に活動する組織。

### 重点事業

- ① 「福祉施設士」実践向上プロジェクトの推進
- ② 会員の実践力向上と発信力強化に向けた取り組み推進
- ③ 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

## 全国社会福祉法人経営青年会

(会員数／1,304人)

<http://www.zenkoku-skk.ne.jp>



次代の社会福祉法人経営を担う50歳未満の法人経営者を会員とし、社会が求める法人経営のあり方を追求し、その実践を通じて福祉サービスの一層の充実をめざす組織。

### 重点事業

- ① 「地域共生社会の実現」に向けた「地域における公益的な取組」の推進
- ② 多様な働き方を受け入れる社会福祉法人の職場づくりに関する取り組み
- ③ 次代を担う法人経営者の育成、質の向上

## 全国厚生事業団体連絡協議会

(会員数／4 団体)

生活困窮状態等にある人の自立生活に向けた支援に取り組む関係4団体の連携を目的とする組織。

### 重点事業

- ① 生活困窮者自立支援の具体化に向けた取り組み(厚生関係施設が支援を進めるために必要な情報提供等)
- ② さまざまな支援を要する人びとへの適切な対応・支援に向けた取り組み(社会的なセーフティネット施設としての役割発揮に向けた支援機能強化に関する検討等)

# 全社協の法人概要

## 事務局体制

※事務局職員数136名(2018年4月1日現在)



## 全社協の委員会

全社協事業の運営および調査・研究等を目的として、下記の委員会を設置しています。

### 事業運営委員会

全国大会委員会、地域福祉推進委員会、全国大会委員会、地域福祉推進委員会、全国ボランティア・市民活動振興センター運営委員会、中央福祉学院研修運営委員会、民生委員互助共励事業運営委員会、生活福祉資金貸付事業運営委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉サービスの質の向上推進委員会、中央福祉人材センター運営委員会、都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会

### 諮問委員会

総合企画委員会、表彰審査委員会

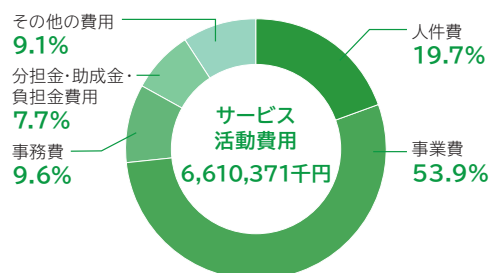
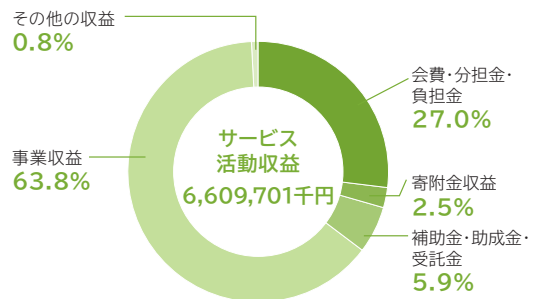
### 調査研究委員会

### 政策委員会

## 全社協の財政

### 平成29年度決算

サービス活動収益 6,609,701千円  
サービス活動費用 6,610,371千円



## 新霞が関ビル

1987(昭和62)年に竣工した新霞が関ビルは、福祉のナショナルセンターです。ロビー階に「全社協灘尾ホール」(最大収容人員550名)を擁し、各種の全国会議やセミナーの開催など、福祉関係者の結集の場として活用されています。  
〔所在地: 東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号〕



## 中央福祉学院(ロフォス湘南)

1995(平成7)年に中央社会福祉研修センターを改称し、神奈川県葉山町に建設した中央福祉学院(愛称:ロフォス湘南、「ロフォスはギリシャ語で「丘」)は、宿泊設備を備えた総合研修センターです。福祉人材の養成、福祉資格の付与の研修を企画・実施し、研修受講者は年間1万人を超えています。  
〔所在地: 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44〕



全国に広がる  
福祉関係者のネットワークで  
豊かな福祉社会を  
めざします。

連携  
協働

#### 市区町村社会福祉協議会

[1,846か所／職員約14万人]

皆さんがお住まいのもっとも身近な地域で活動している社会福祉協議会です。

#### 都道府県・指定都市社会福祉協議会

[67か所／職員約1万5千人]

広域での地域福祉の充実をめざした活動を行っています。

#### 全国社会福祉協議会

[1か所／職員136人]

全国社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会等の連合会として設置された、全国段階の社会福祉協議会です。

#### 種別協議会・団体連絡協議会

民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、福祉分野で働く専門職団体

ふれあいネットワーク

ae 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7851 (代表)

03-3581-7889 (政策企画部)

03-3581-4657 (政策企画部広報室)

URL <http://www.shakyo.or.jp/>